

令和6年第2回（11月）臨時会

東伊豆町議会同議録

令和6年 11月19日 開会

令和6年 11月19日 閉会

東 伊 豆 町 議 会

令和 6 年第 2 回 東伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月19日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○専決承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 7 号））	4
○議案第 50 号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例について	7
○議案第 51 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）	13
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

令和6年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年11月19日（火）午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））

日程第 4 議案第50号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）

出席議員（11名）

1 番 山 田 豪 彦 君

2 番 鈴 木 伸 和 君

3 番 楠 山 節 雄 君

5 番 笠 井 政 明 君

6 番 稲 葉 義 仁 君

8 番 西 塚 孝 男 君

10 番 須 佐 衛 君

11 番 村 木 脩 君

12 番 内 山 慎 一 君

13 番 定 居 利 子 君

14 番 山 田 直 志 君

欠席議員（1名）

7 番 栗 原 京 子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩 井 茂 樹 君

副 町 長 鈴 木 嘉 久 君

教 育 長 横 山 尋 司 君

総 務 課 長 福 岡 俊 裕 君

企画調整課長 太 田 正 浩 君

住民福祉課長 鈴 木 貞 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村 木 善 幸 君 書 記 榑 原 大 太 君

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会します。

7番、栗原議員から欠席の届出がありますので御報告します。

◎町長挨拶

○議長（笠井政明君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、こんにちは。

令和6年第2回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今臨時会では町が推進しておりますごみ堆肥化事業に関連し、廃棄物の処理手数料を定めるための条例改正に加え、同事業の拠点となる旧アスド会館体育館の消防防災設備改修に要する費用等について、補正予算（第8号）を編成いたしましたので御審議をいただきたいと思います。また、先に行われました衆議院議員総選挙に関連する予算につきまして専決処分をいたしましたので、併せて承認を求めるものでございます。

町民並びに議員各位におかれましては、日増しに寒さが厳しくなり、体調不良を起こしやすい時期となります。健康に十分御留意され、ますます御健勝でありますよう祈念申し上げます。臨時会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番、村木議員、13番、定居議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定しました。

◎日程第３ 専決承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度東伊豆町一般会計補正予算（第７号））

○議長（笠井政明君） 日程第3 専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を事前に確保するため、令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについての令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,127万2,000円とします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正前の額に1,062万6,000円を追加し、1,098万5,000円といたします。2節選挙費委託金、細節1衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金1,062万6,000円の増は、10月27日に執行された衆議院議員総選挙及び国民審査に係る経費に対する国からの委託金であります。

7 ページ、8 ページを御覧願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、4 項選挙費、4 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、補正前の額に1,062万6,000円を追加し、1,062万6,000円といたします。事業コード1、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事業1,062万6,000円については、衆議院議員総選挙及び国民審査に係る立会人に支払う報酬、事務従事者に支払う手当、ポスター掲示場の管理に係る委託料、選挙で使用する消耗品や備品の購入費などを計上しております。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額65億8,064万6,000円に1,062万6,000円を追加し、65億9,127万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額65億8,064万6,000円に1,062万6,000円を追加し、65億9,127万2,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金を1,062万6,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、専決承認第8号の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、専決承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第４ 議案第５０号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第４ 議案第50号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第50号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

ごみ堆肥化事業開始に伴い、ごみ堆肥化事業で使用する廃棄物の処理に関し、手数料を徴収するための条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第50号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、お手元の議案資料により概要を説明させていただきます。

1の条例改正の概要についてですが、ごみ堆肥化事業で使用する廃棄物の処理に関し、手数料を徴収するため、条文を整備する内容で、処理手数料の金額はごみ堆肥化事業で使用する廃棄物1キログラムにつき7円といたします。

処理手数料を1キログラムにつき7円とした経緯ですが、エコクリーンセンター東河の現在の持込み料金が20キロまで100円、以降10キロごとに70円となっており、その20キロ以降の料金設定と同等に設定したところであります。

次に、附則についてですが、この条例は公布の日から施行といたします。

この議案資料のほかに、改正文、新旧対照表を添付してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、手数料の根拠なんですけれども、今、住民福祉課長の説明がありましたけれども、町の事業として考えたときに、この手数料でいった場合に、町の一般会計からの負担がかなり大きくなるというふうに思うんですけれども、それについてのお考えはどういうふうにお持ちでしょうか。

また、この手数料の徴収業務についての内容はどなたが担われるのかということについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

手数料につきましては7円ということではありますが、総体的に全国的に比べると安い価格だというふうには認識をしております。ただ一方で、伊豆半島全体の地域性とか周辺の状況等を踏まえまして、急激な価格設定というのはなかなか困難なところもありますので、まずはこの額で事業を進めたいというふうに考えております。

以上です。

補足につきましては担当課長より説明いたさせます。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの山田議員の御質問の徴収に関するところなんですけれども、徴収は今度エコクリーンセンターでなくて町のほうで引き受けることになりますので、住民福祉課のほうで取り扱うことになるかと思えます。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、やっぱり事業という見方で考えると、やっぱり全体の経費、費用対効果の問題あるし、大事な事業だと思うんですよ、町長が言うように、SDGsやそういう視点から見ると大事な事業。

ただ、その事業をどういうふうにやっていくのか、じゃ、当面はこの間の説明だと稲取地域のホテル、旅館の食品残渣みたな形から入ると、じゃ、一体それはいつになったら熱川地区なり、いつになったら町内全域でそういう事業が展開されるのか、それに向けて町はどういう努力をいつまでにやるのかなという事業計画が見えてこないというのがひとつあります。その辺についてはどうお考えですか。

2つ目の徴収業務について、今、課長は町でやるということなんですけれども、当然、ホテル、旅館さんから出たものを、じゃ、その個別施設から幾ら出てというふうな判断まで含めて、

正確に不平不満が出ないように町でちゃんと対応しようとする、ある面そこには役場の職員なり、厳密に重さを量ったりするとかという職員とかが必要になったりするんじゃないんですかね。そういう厳密性はないんですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ごみの堆肥化事業における今後の全国展開についてということですが、当初からスモールスタートということで、何分新しい取組ということなので、いきなり全町に上げてということはなかなか難しいかと思っております。

なるべくスムーズな事業展開を図るためにも、まずは稲取地区ということで限定をさせていただいて、事業をスタートさせていただきたいと思っています。全町的にも可及的に速やかにといえますか、回収の問題、多分いろいろな課題が出てくると思っています。その辺の課題をある程度クリアできた段階で、なるべく早い段階でごみの事業を全町に広げていきたいというふうに思っております。

ちなみに、熱川地区においては、既にホテル、旅館さんでごみの縮減については取組を個々でやっていたという話も聞いておりますので、その辺の話も踏まえながら、事業展開していきたいと思っています。

そのほかの説明は担当課からいたさせます。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの計量の件でまた補足をさせていただきます。

事業を組み立てている途中では、エコクリーンセンター東河の計量器を使うという方法も考えてはありましたけれども、エコクリーンセンターが土曜日閉庁ということもありまして、そうすると、その日に出たごみというのが有効に活用できないということもありまして、アスト会館のほうに計量器を設置して、それは受託者と共有するような形になりますけれども、データを共有して、そちらで計量を行って、料金の徴収に利用するという形を考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） ただ町長、今町長が言われたことなんかが、やっぱり私は、本当は現時点でちゃんと事業計画なり、そして具体的に文書化されて示されることが必要だったんじゃないかなと思っています。

町長が言われるようにスモールスタートも分かるんです。ただそのときに、具体的にいつまでにこのことをどうやっていくのかなという一つの目標設定もされないまま、もしこれ漫然と取り組まれるということになっていくと、これは大変な重荷になってくるし、町長も、例えば今の担当課長もずっと長くこの事業完結までそこに関わるという事業では当然ないわけで、当然誰がそこで替わられても、この事業は大事な事業だから替わった人たちがちゃんと事業の成果や効果も含めて、問題点もちゃんと点検して、洗い出して改善していくように基本的な事業計画書が必要ではなかったかなというふうに思っておりますので、そこは非常に私は不服な点でございます。

2点目の徴収、計量の問題なんですけれども、そうしますと、収集してきた人が1つの旅館、ホテルなりから出たものをやっぱり計量するというのは非常に手間がかかりますよね。大きな施設ですと、それはやっぱり大きなポリバケツ2つ3つは出ると思うんですよ、自分が過去いたところでもそのぐらいの多い日は出ていましたから。そうすると、それはかなり大変な仕事になってくるのではないかなと。収集ってポリバケツのものを回収するだけだったら大したことない作業ですけれども、1件1件のやつを正確に計量するというのは大変な負担がかかる事業じゃないかなというふうに思うんですけれども、大丈夫なんですか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの計量の件ですけれども、山田議員おっしゃるように、方法とすると各事業所からバケツを使って回収を予定しております。1個当たり約120リッターのバケツを使いますけれども、それで、たしかバケツ1つずつ計量することになりますけれども、受託者側でも計量のデータというのは必要としていますので、確かに手間はかかりますけれども、そのデータ収集というのは必要なことということになりますので、そのような形でやるように考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） お尋ねします。

今、バケツに入れて計量という話がありましたけれども、これはあくまでもキロ単位で7円というカウントでよろしいわけですよね。まとめて持込みごみという例が下に出ていますけれども、何キロで幾らという形でなくて、キロ単位で7円ということではよろしいのかと、それと、その生ごみでもかなり水分を含んでいるものですとか、様々あるんですけれども、

その辺のところの規定とか、そういったことは考えていないんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） 今の数量の関係ですけれども、須佐議員おっしゃるように10キロ単位ではなくて1キロ当たりで計算をして徴収をするということで考えております。

また、水分などですが、特に規定というのは設けてはおりません。ただこれまで燃やすごみと生ごみの分別というのは、稲取地区におきましてはある程度形ができておりまして、過去に資料として使っていたときの流れが残っておりますので、まず稲取地区においてはある程度の今までの実績もありますので、スムーズにスタートができるというようなところで考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私自身は、この事業はいい事業だというふうには思っているんです。

ただやっぱり東伊豆町、過去、結果的に後から見ると、そのときの町長や議員が思いつきで事業をやったけれども、その後どういうふうに事業を展開するのかというような計画や方針書がないまま新たなことへ取り組んで、それがレガシーのように残っているものもたくさんあります。大事な事業だけれども、これを全町に進めていくという上ではしっかりとした方針を示した事業計画書が私は必要だと思います。

当然、町長は答えなかったけれども、委託の業者さんとの包括的な連携もしているわけですから、町がいろんな形で担わない部分でも、当然業者との関係ではいろいろ働きかけや何かしてもらうものもまた出てくると思うんです。そのためにもやっぱりちゃんとした事業の道筋をつけた上で、またつけながら、また必要なところを改善、充実をさせていくというようないししっかりとした事業計画を立てて進めていただくことで、継続して町の事業に定着できるような形に私はまだ現状はなっていない、その意味ではこの点について反対をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 私も今質問させていただいたところですけども、今、14番議員の意見ももつともかなと。例えば今私が言いましたような水分含有量が高いと、その分肥料になる部分も薄まってくるのではないかと、そういう不安もあつたりするんですが、この事業につきましては、議会からも以前提案がありました事業でありますし、この近辺の他市町をリードするという意味でも非常に大変有意義な事業であろうと私は考えますので、また、議会の意見等も聞いていただきながら、当局におかれては進めていただきたいと、そのように考えます。

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） 同じく賛成の立場からでよろしいですね。

○議長（笠井政明君） はい。

○6番（稲葉義仁君） 計画性云々という御指摘がありました。確かにそういった側面があるのかもしれませんが、こちらの事業は今出てきたものではなく、随分長い時間をかけてお話をいただいて、実際ここまで形になってきた事業で、実際もう工場がほぼ出来上がって進むのを待っているような状況にあるという側面もあろうかと思えます。

今後の進め方についていろいろと不明確な部分があるというのもあるんですが、逆にこれだけ新しいことだと何が起きるか、本当に読めないという意味で、先行きをなかなか計画できないという部分があるかと思えますので、きちんとした準備をして、まずは立ち上げる。立ち上がったものの中で課題を解決していきながら次の道筋をつける、そのあたりを逆に必要があれば議会からもきっちりと確認をさせていただいて、次の道へ進めていくという形のほうが、私個人としては整理がしやすいのかなと。

ここで一旦立ち止まってしまいますと、いろいろ検討する、計画する時間その部分がそのまま後ろにずれていくことにもなりますので、それを考えると、ここまで動いてきたものもありますので、考えながら、計画をしながら、確実に進めていっていただきたいという点で賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） これで討論を終結します。

これより、議案第50号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に669万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,796万4,000円とするものであります。

まず、歳入の内容ですが、風力発電施設の町有地貸付料を計上しています。

次に、歳出の内容ですが、堆肥化事業で使用する旧アスト会館体育館の防災設備改修工事費と、町有地貸付料収入のうち白田区に支払う配分金の予算をそれぞれ計上しています。

必要な財源配分を行った後の財源不足額については、財政調整基金から繰り入れし、調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）について概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,796万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の額に384万円を追加し、6,545万円といたします。1節土地貸付収入、細節4土地貸付料384万円の増は、町有地にある風力発電施設に係る地上権設定等の地代収入であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額に285万2,000円を追加し、8,356万2,000円といたします。1節細節1財政調整基金繰入金285万2,000円の増は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の財源不足額を基金からの繰入れで調整しております。なお、補正後の財政調整基金の残高は18億3,356万円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目旧アスト会館費、補正前の額に303万6,000円を追加し、708万9,000円といたします。事業コード1、旧アスト会館維持管理事業、14節工事請負費303万6,000円の増につきましては、細節2消防防災設備改修工事において、ごみ堆肥化事業で使用する旧アスト会館体育館の消防防災設備改修工事費を計上しております。

続きまして、14目諸費、補正前の額に365万6,000円を追加し、3,171万8,000円といたします。事業コード1、町有原野貸付事業、21節補償補填及び賠償金365万6,000円の増は、風力発電施設への地上権設定に係る収入のうち白田区に支払う配分金であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額65億9,127万2,000円に669万2,000円を追加いたしまして、65億9,796万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額65億9,127万2,000円に669万2,000円を追加いたしまして、65億9,796万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のうちその他財源を384万円、一般財源を285万2,000円といたします。

以上、補正予算第8号の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 先の条例で、廃棄物の処理と清掃に関する条例の一部改正で、当然これからの収入が見込まれると思ってここに計上されるのかなと思っていたんですが、特段計上がないんですが、この辺の理由はどういう内容ですか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの手数料収入の関係ですけれども、こちらは当初予算のほうに計上が既になされております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全体的には手数料収入はあるといえはるんだけど、今後の問題ではちょっと、細節としてエコセンターで受け取った手数料と、これからの堆肥化事業に伴う手数料の部分というのは、細節の中で分かれて表記されますか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） 大変申し訳ございません。今手元にその資料がございませんので、後ほどお示しをさせていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そこまで見ていなかったというのもあるんだけど、当初予算のやつでね。

ただ、全体のごみの手数料ということで見れば、恐らくその中で飲み込める金額なんだろうなという部分と、細節の部分では、やっぱり可燃物処理手数料とか不燃物の手数料と併せて、この堆肥化事業での手数料というのは、細節では分けて今後予算等の資料では計上されてきてほしいというのが私の考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） 申し訳ございません、ちょっと資料がなくて確認ができなくて申し訳ないんですけれども、山田議員おっしゃるように、分かりやすい形で表記する必要

はあるかと思いますが、その辺も含めて確認をして御報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、先の全協でも一応これ、いろいろ協議をされたと思うんですけれども、総務課長、11番の村木議員からもアスベストの関係と、それから14番議員の建物の耐震化、体育館相当で、そのときには問題ないような発言があったんですけれども、そこについてはその後確認等がされたかどうか、その辺の内容をちょっと教えてください。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、アスベストの関係でございますが、アスベストにつきましては、町がアスド会館を無償譲渡受けた当時、プールの天井部分にアスベストが吹付け処理をされて、むき出しになっていた状態で行っていました。その後、同体育館プールを介護予防拠点施設として使用するに当たりまして、プールの天井全面をボードで被覆する飛散防止措置が講じられて、その後、プールは一般にも広く開放をされる運びとなりました。

また、堆肥化に使用する設備は、大口径の排熱、排煙ダクトを備えておりまして、熱などは直接屋外に排出される仕組みとなっております。また換気扇もかなりの数が設置されていることから、中に熱が籠もるといったようなことがないということで、委託業者との協議を通じましても、本事業にアスベストの影響が考えられないことを確認しております。

もう一点の耐震化の問題ですけれども、アスド会館体育館の耐震性能は、町有公共建築物の耐震性能に係るリスト、これは平成30年12月に作成されたものですが、こちらによりますと、体育館1階は耐震性能ランク2、「耐震性がやや劣る建物」、2階はランク3、「耐震性が劣る建物」となっておりますが、注意書きに「体育館など比較的屋根の軽い鉄骨造の建物はランクにかかわらず倒壊する危険性は低い」とありまして、堆肥化事業が施設に過度な負担をかけるものではないことを鑑みますと、特段の問題はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第51号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____